

藤庄印刷株式会社に係る買取申込み等期間の延長について

2011年4月8日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、2011年2月3日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下、「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行った下記の事業者について、本日、法第30条第1項に規定する買取申込み等期間の延長を決定いたしました。

1. 対象事業者の氏名又は名称
藤庄印刷株式会社（以下「対象事業者」という。）
2. 延長した買取申込み等期間：2011年4月27日まで（機構必着）
3. 回収等停止要請

上記の延長した買取申込み等期間が満了するまでの間、引き続き、法第27条第1項の規定に基づき、関係金融機関等に対し、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

以上